

原子力損害賠償をご請求いただくための取り組み

ご請求いただいている方への主な周知

- コールセンターやご相談窓口で、ご請求状況を確認し、改めて個別にご案内
- ご請求書を返送いただいている方へ、定期的にDMを送付。後日、電話によりご請求をご案内
- 自治体さまの広報誌へ記事を掲載させていただき、ご請求をご案内
- お亡くなりになられた方への賠償については、過去に相続人の代表者としてご請求いただいた方に、DMでご案内
- ご請求いただいている損害項目がある方に、DMで個別にご案内

ご請求手続きに関するご負担軽減の主な取り組み

- 電話によるご請求書の作成のご説明に加え、ご要望に応じてご自宅を訪問し、作成のお手伝い
- ご高齢の方もお越しになりやすい場所へ、臨時ご相談窓口を開設し、個別相談
- 高齢者福祉施設へ説明会の開催等をご提案し、ご要望に応じて適宜対応
- ご請求手続きに必要な証明書類の取得が困難な方から当社が委任を受けて、取得を代行
- 事業者さま等への賠償において、当社からの訪問による証明書類の確認などを実施するとともに、当社が提示する証明書類の準備が困難な場合は、代替書類をご提案
- 一部の自治体さまにおいて、行政区長さまなど地域の方のご理解とご協力を得ながら、手続きが困難な方との接触の機会を創出し、ご請求手続きのお手伝い

※手続きの簡素化のため、ご請求書やご請求書の解説書の様式を適宜見直し



コールセンターでの周知・ご請求書作成のお手伝い



臨時ご相談窓口でのご相談会(2026/1/20.21いわき市常磐地区)

